十二　法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号等資産及び金融指標の名称

［イ・ロ　略］

（登録申請書の添付書類）

第九条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～九　略］

十　前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十五条の二　法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

［二～六　略］

（特定業務内容等）

第二十条の二　法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、新たに第八条第十二号の暗号等資産又は金融指標となるものとする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条　法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十五　略］

十六　法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての法第三十三条の二第三号に掲げる行為を業として行う場合又は当該デリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合には、第八条第十二号の暗号等資産及び金融指標の名称

第四十七条　法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～十一　略］

十二　第四十五条第十六号に規定する場合には、第八条第十二号の暗号等資産及び金融指標の概要を説明した書類

2　［略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ　［略］

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

(1)　有価証券（(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びに(8)に掲げるものに該当するものを除く。）

十二　法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合には、次のイ又はロに掲げる行為の区分に応じ、当該イ又はロに定めるデリバティブ取引に係る暗号資産及び金融指標の名称

［イ・ロ　同上］

（登録申請書の添付書類）

第九条　［同上］

［一～九　同上］

十　前条第十二号に規定する場合には、同号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）

第十五条の二　［同上］

一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。第六十二条第三項第一号において同じ。）を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

［二～六　同上］

（特定業務内容等）

第二十条の二　法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、新たに第八条第十二号の暗号資産又は金融指標となるものとする。

（業務の内容及び方法）

第四十五条　［同上］

［一～十五　同上］

十六　法第二十九条の二第一項第九号に規定するデリバティブ取引についての法第三十三条の二第三号に掲げる行為を業として行う場合又は当該デリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合には、第八条第十二号の暗号資産及び金融指標の名称

第四十七条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　第四十五条第十六号に規定する場合には、第八条第十二号の暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類

2　［同上］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　有価証券（(5)に掲げるもの及び(6)に掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）